

## 基礎研究及び人材育成部会運営要領(案)

平成24年 5月22日  
基礎研究及び人材育成部会

(基礎研究及び人材育成部会の運営)

第1条 基礎研究及び人材育成部会(以下「部会」という。)の議事の手続その他部会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(座長・副座長)

第2条 部会には座長、及び副座長を置くこととし、座長は構成員の互選によって、副座長は座長の指名によって定める。

2 座長は、部会の事務を掌理し、副座長は座長を補佐する。

3 座長が部会に出席できない場合は、副座長又はあらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 部会に属する構成員が部会を欠席する場合は、代理人を部会に出席させ、又は他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 部会を欠席する構成員は、座長を通じて、当該部会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 部会は、構成員の半数が出席しなければ、部会を開くことはできない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

(公開)

第5条 部会の会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により部会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容等の公表等)

第6条 座長は、部会における審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、部会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、座長が定める。